

山梨県公報

号外第十八号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………一
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令……………三

訓令

山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「、文化振興監」を削り、「副参事」の下に「、観光PR戦略監」を加え、「政策企画監」を「特任専門員」に改め、同部知事政策補佐官、地域ブランド統括官、理事(部又は局に配置された理事を除く。)、男女共同参画・女性活躍推進監、地域ブランド統括官補又は会計管理者の款中「地域ブランド統括官」を「地域ブランド・DX統括官」に改め、「男女共同参画・女性活躍推進監、地域ブランド統括官補」を削り、同款の次に次のように加える。

男女共同参画・共生社会推進統括官	男女共同参画・共生社会推進統括官を補佐する次長及び主幹	男女共同参画・共生社会推進統括官を補佐するその他の職員(次長及び主幹を除く。)
------------------	-----------------------------	---

第二条第一項の表知事の部感染症対策統括官補の款を次のように改める。

感染症対策統括官補	感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監又はグリーン・ゾーン推進監	上欄の者と同一のグループに所属するその他の職員
幹	知事直轄組織に配置された理事、企画調整主幹又は主幹	

第二条第一項の表知事の部局長の款中「政策調査監、秘書監」を「政策推進監」に、「戦略広報監又は国際戦略監」を「国際戦略監、外国人活躍推進監又はDX推進監」に改め、「、リニア推進監」を削り、「、主幹」の下に「、防災対策専門監」を加え、「、未来創造推進監又は政策企画監」を「又は未来創造推進監」に、「こころの発達総合支援センター所長」を「子ども心理治療センターうぐいすの杜所長」に、「こころの発達総合支援センターの」を「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。
第一条の二第一号中「感染症対策統括官」の下に「同規則第十二条の三第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を加え、同条第二号中「室長」の下に「同規則第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監」を加え、「感染症対策推進監等」を「感染症対策企画監等」に改める。

第八条第一項第一号中「知事直轄組織感染症対策グループの感染症対策推進監」を「知事直轄組織感染症対策企画グループの感染症対策企画監」に改め、同項第二号中「知事政策局政策企画グループの政策参事」を「知事政策局秘書課の課長」に改め、同項中第二十九号を第三十号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「林政部林政総務課」を「林政部森林政策課」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 男女共同参画・共生社会推進統括官専用の知事印及び部長印 男女共同参画・共生社会推進統括官の男女共同参画・共生社会推進監
第十条第四項中「五日」を「十日」に改める。

別表知事印の項中「十七 環境・エネルギー部用」を「十七 環境・エネルギー部用」に改める。
同参画・共生社会推進統括官用」

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 庁
出 先 機 関

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のよう

に改正する。
別表中二の項を削り、三の項を二の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三 総務部	税務に係る指導、助言及び研修に関する業務	笛吹市石和町広瀬
-------	----------------------	----------

別表中二十五の項を二十六の項とし、十九の項から二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の項の次に次の一項を加える。

十九 専門学校農林大学校	農林大学校の運営に関する業務	富士川町最勝寺
--------------	----------------	---------

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 庁
出 先 機 関

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令
山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「知事直轄組織、部又は局（出納局を含む）」を「部等（知事直轄組織、部、局、男女共同参画・共生社会推進統括官又は出納局をいう）」に、「部等」というを「同じ」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「課の長」の下に「（男女共同参画・共生社会推進統括官にあつては山梨県行政組織規則第十二条の第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号中「又は室」を「、室又は男女共同参画・共生社会推進統括官」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 男女共同参画・共生社会推進統括官 山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）第一条第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官をいう。

第四条第二項中「長」の下に「（男女共同参画・共生社会推進統括官にあつては、男女共同参画・共生社会推進監。以下同じ。）」を加える。

第二十二条第三項中「部局」を「部等」に改める。

第二十七条中「知事政策局秘書グループ」を「知事政策局秘書課」に改める。

別表第一の1の表中「感染症対策グループ」	「感染」を	「一感対」を	「男女共同参画・共生社会推進統括官」を	「男女共同参画・共生社会推進統括官」を
「政策調査グループ」	「新対」を	「新対」を	「政策調査グループ」	「政策調査グループ」
「ゾーン推進グループ」	「秘」を	「秘」を	「ゾーン推進グループ」	「ゾーン推進グループ」

「地域ブランド推進グループ」「地ブラ」を「国際戦略グループ」「国際」を

国際戦略グループ	国際	「県民安全協働課	県安働	「県民
外国人活躍推進グループ	外活推	私学・科学振興課	私科	私学
DX推進グループ	DX推	グリーン・ゾーン推進課	グリー推	

生活安全課	「県生安」を	「林政総務課」を	「森林政策課」を	「森政」を
科学振興課	「私科」を	「工事検査課」を	「火山防災対策室」を	「火山防
DX推進室	「DX推」を	「火山防災対策室」を	「火山防	「火山防
DX推進室	「DX推」を	「火山防災対策室」を	「火山防	「火山防

山梨県訓令甲第六号

県土整備部 建設事務所

山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令
山梨県砂防管理員規程（昭和五十七年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「（第二号様式）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の身分証明書は、法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和四年山梨県規則第二号）別記様式によるものとする。

第二号様式を削る。
この訓令は、公布の日から施行する。

附則

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番